平成21年度第2回鳥取県個人情報保護審議会 (本人確認情報の保護に関する審議会) 議事録

1 開催日時 平成21年5月27日(水)午後2時から3時10分まで

2 開 催 場 所 鳥取県庁第32会議室(第2庁舎4階)

3 出席委員 寺垣 琢生 会長

大西 喜久子 委員

松本 啓介 委員

岩井 和由 委員 計4人

4 事務局出席者 自治振興課 伊藤課長、上野主幹、谷本主事

情報政策課 大西企画員、金子主事

税務課 谷長補佐

5 議事内容

(1) 事務局からの報告について

事務局) 前回審議会において、委員より端末での検索方法について質問を受けた際、「氏名と以前の住所で検索し、転出していた場合は、氏名と生年月日とで再度検索を行って現在の住所を把握することになる」旨の説明を行ったが、確認したところ、氏名と以前の住所で検索すると、現在の住所が表示される仕組であることがわかったので、以前の説明を訂正したい。つまり、米子市から鳥取市へ引っ越している場合、米子市の住所と名前で検索すると、現在の鳥取市の住所が表記されることになる。ただし、県外へ転居された場合は、これまでの説明と同様、直近の県内の住所が表示され、転出した旨の注意書きが出ることになる。

委員) そうすると、昔の住所を打ち込んで検索すると、現在の住所が出てくるが、鳥取県内に限る、 とうことか。

事務局)はい。

(2) 住基ネット端末の利用方法、セキュリティ対策及び利用状況について

資料1、2により事務局から説明。

【質 疑】

委員)資料2について、ここでいう「条例事務」の『条例』とは、諮問文の諮問事項において、「条例第2条に規定する・・・」と書いてあるところの『条例』と同じで、鳥取県住民基本台帳 法施行条例ということでよろしいか。

事務局)はい。

委員)小計より上の方が、県の端末で利用している件数で、下の方は、どこの端末での件数か。

事務局) 国や共済組合などの団体にも同様に端末が設置されており、法律(住基法)に基づいて利用している。その中で鳥取県のサーバにアクセスして、本人確認情報を提供した件数ということ。

- 委員)アクセスとは。
- 事務局)「見せてください」と電子的に依頼があったもの。
- 委員)(データの)大元が県にあるから、ということか。
- 事務局) 厳密に言えば、県のデータはその上の指定情報処理機関(地方自治情報センター)のサーバ に送られ、そこにアクセスする形で情報を取得することになる。
- 委 員) 例えば、鳥取市が鳥取市の住民に係る情報を利用しようとするときは、特にこちら(県サーバ)にアクセスする必要がないからここの件数には上がってこないということか。

事務局)はい。

委 員) 今現在、県の端末で2万件あまり利用があって、利用拡大が可能になると、それが何十倍に もなるということか。

事務局) 何倍かだと思う。

- 委 員)操作者が職員だということであるが、この職員というのは、それぞれの事務に対して決まっているだろうが、どのレベルの方になるのか。例えばパスポートの事務ではどうか。
- 事務局)職責だったら、非常勤職員もいる。それから主事、係長クラスまでは操作者になっている。
- 委 員) その人がまず、セキュリティ管理者(所属長)に利用申請するが、パスポート事務ではどうか。

事務局)交流推進課長になる。

委員) 課長が管理をしていて、カードを渡して、そのカードを端末に挿入して、かつパスワードを 入力して情報を見る。その後、使用簿に記入することになると思うが、情報を見ただけで終 わる場合と、プリントアウトする場合があると思う。そのときに電子的な情報として持って 帰ることはできるのか。

事務局) できない。

- 委 員)これは、端末の上でもできないようになっているのか。
- 事務局) そういった機能を持っていないようにしてある。
- 委員) 持ち帰られるのはペーパーのみということか。

事務局)はい。

- **委 員) 閲覧しているところは、他の人が監視できるようなことになっているのか。**
- 事務局) 平成19年度の外部監査の際に、操作者以外からでも画面が見えるのではないかと、厳格な 指摘があり、現在は外部の方が画面を見ることのできない位置で検索ができるようにしてい る。情報政策課についても、本庁の他の部署から利用に訪れているが、ついたてを入れて操 作者にしか見られないようにしている。
- 事務局)いまの委員のご質問は、逆にそういった時に不正が行われて、監視する人がそこから見られないのではないか、というものではないかと思われるが、現実には操作者しか見られない位置にあるので、実際、その人が何をしているのかはその時点ではわからない。ただ、用もないのに何件も見ているということであれば、履歴(アクセスログ)のなかで判明するので、そういった部分でカバーできるのではないかと考えている。他から見られないようにすることが第一であるということで、今の段階ではそういった設定をしているということである。
- 委員)アクセスログと使用簿は常に監視者がチェックをしているということか。
- 事務局)端末で各所属の操作者がどのような動きをしているのかは、端末上の画面で確認ができる。 いつカードを挿したか、どういう人の情報を閲覧したか、いつカードを抜いたか、そこまで が何時何分に行われたかがわかるようになっている。それを見れば、不正があったときにわ かる。これは随時確認できるが、年に1回以上は細かい確認までしている。

- 委 員)変な動きをしていれば、ぱっと見てわかるようなものになっているのか。何万もあるなかで 現実的ではないような気がするが。
- 事務局) 我々が端末の利用を許可する場合は、何の業務なのか明確に利用簿に記載してもらうことにしている。我々でログを監視する際、不正というわけではないが、非常に照会件数が多いとか、特定の者を何度も検索するとか、そういった動きはログを見ればある程度見抜くことは可能だと思っている。不正をやっている時点で即対応できるような状況にはないということが難点であるが、そういった痕跡だけは後で発見できる。要するにいつでもそれを見ることができるということは、我々システム管理者にとってみれば、ある種の牽制効果を期待している部分ではある。リアルタイムに監視が出来る体制にはなっていないが、妙な操作があったという痕跡を見ることは可能である。現実問題として、このシステムに限らず、他のシステムにおいても同じように、変な動きがあればチェックできるようなものになっていて、通常の業務であればあり得ないようなものについては、ログである程度把握ができると理解している。
- 委員)防犯カメラみたいに、ここはおかしいぞ、と思って後で見ることはできるのか。
- 事務局)はい。
- 委員) おかしいことがないかどうかということを履歴で見て、不正を発見するということは可能ではあるが、(リアルタイムでチェックするのは) 現実的ではないということか。
- 事務局) リアルタイムでは難しいが、例えば4情報が紙で打ち出される回数が多いとか、そういった ことは我々でもわかるかと思う。回数が多いということであれば、我々の方でログを確認す るということもあるかと思う。今までそういった状況はないが。
- 委員)(ログは)キーボードで何を打ったとか、そういう形で残るのか。
- 事務局)日付と、どのカードで操作したか、どういう動きをしたか、というものがわかる。また検索した方の名前も出てくる。変なカードを使っていても利用簿と突き合わせればわかる。厳密に言えば、そこにあがってくる方と、事務に必要なものとして印刷した方とを突き合わせて、それ以外の方を検索している場合は、個人的に使った可能性があるということになる。
- 委員) そこまで操作の履歴を解析するのか。
- 事務局) それは現実には難しい。
- 委員) 例えば5件の照会でいいはずなのに、実際には10件見ている場合、ひとつひとつ照合しないとわからないけど、それは難しいということか。
- 事務局) はい。
- 委員)件数が少ないところはすぐにわかるだろうが、件数が多いところはすぐにはわからない。
- 事務局) 大量になると見つけるのは難しいかもしれない。
- 委員)(ログの確認が)年に1回以上ということか。
- 事務局) はい。
- 委員)あまり長く置くと、かなりの量になるのではないか。
- 事務局) 4月から担当をしているが、1回行ったところ。今後は1ヶ月に1回か、2ヶ月に1回になるのではないかと思っている。
- 委員)何人で確認することになるのか。
- 事務局) 担当の自分と上司の二人である。
- 委員)件数が増えると人数も増えるかもしれないのか。
- 事務局) その可能性はあるかと思う。補足であるが、アクセスログでは名前のひらがなは出てくるが、 住所、生年月日や、前住所といった情報は出てこない。検索した方の名前のふりがなだけが

出てくるのみで、一覧で出せるようなものにはなっていない。

- 委員) ディスプレイには出てくるのか。
- 事務局)ログ解析時にはディスプレイには出てこない。印刷指示をしてプリントアウトができるのみ。
- 委員) 資料のセキュリティアップの施策の中に、「I Cカードをカードリーダーに常時挿入してはならない」とあるが、I Cカードをずっと入れておくということは、その時間だけずっと見られるということか。
- 事務局) パスワードを入力すれば、ということであるが。これはシステム全般に言えることだが、 I Cカードを管理するのが面倒だということでよく行われているパターンとして、(カードを) 差しっぱなしにしてパスワードだけを入力して安直に円滑な運用をしていることが多々ある。 特にこの管理について厳格にしようというのが、住基のシステムのセキュリティの肝である。
- 委員)カードを抜くと、また立ち上げから始まって時間がかかるということか。
- 事務局) そうではなくて、カードそのものを無くしたりするのできちんとしたところに管理する、といった運用が面倒だということが、一般的なシステムではありがちだということ。
- 委員) セキュリティ管理者が不在の時は、(カードの利用は) どのような対応になるのか。
- 事務局) 通常は、代理がたててあって、課レベルでは課長補佐に委嘱がしてあるものだと理解している。
- 委 員) そうでないと、現実的ではない気がする。
- 委員)さきほど、USBなどに情報はおとせないという話であったが、端末自体に保存することが 出来ないことになっているのか。
- 事務局) 閲覧して印刷するところまではできるシステムになっているが、保存は制限されていると理解している。要するに端末の中には保存する部分がある端末と、閲覧して指定した情報だけを引っ張り出す方法しか持たない端末がある。
- 委 員)機械としてそうなっているから、人間の操作ミスでどうこうなるという問題ではないという ことか。

事務局) はい。

- 委員)誤ってプリントアウトしたものはどうなるのか。常に画面に出てこないわけで、印刷してみ たら違う人の情報だったということもありうるのでは。
- 事務局)(参考資料3をもとに)これが住基端末のイメージ図で、かなで名前を打って、生年月日を打って検索をすると、次ページの結果が出てくる。このように画面上で確認して印刷ボタンを押すと、この人だけの情報がプリントアウトされる。したがって検索した時点で違う人だったら、(印刷前に画面上で)わかる。操作ログの方は、画面に出ないで印刷ボタンしかないので、押すと一斉に出てくる。
- 委 員) 画面上で誤って表示されていて、そのまま印刷をしてしまった場合の対応は。
- 事務局) その際は、裁断処分をすることになると思う。
- 委員)城南信用金庫事件というものを追いかけたことがある。信金の支店長が上役の情報を検索したもの。(上役は)当然、信金の顧客であり、(支店長は)内部の人間なので、顧客の情報がとれる(立場にあった)という事件。打ち出すと記録が残るから、この段階で、デジカメで撮ったりしたらどうなるだろうかなと考えたりした。
- 事務局) このシステムが入る際にITの関係の業務をしていたが、その当時議論になったのが、電話 帳と比べて、どちらが情報として漏れたら大変であろうか、といったことであった。電話帳 というだれでも見られるようなものがあるのに、それと比べてどうかといったものであるが、よしんば、この情報が漏れたとしても、郵送等の嫌がらせがあるかもしれないが、比較的影

- 響のない情報なのではないかということが当時、話題になっていた。
- 委 員) 住基が入ってきたときに一番心配したのが、これにあとどのような情報を載せていくのかということだった。
- 委員) ちなみに付随情報という欄があるが、これはどういったものか。
- 事務局) 異動状況や生存状況の情報になるかと思う。あくまで4情報に係る付随情報であるので、 病歴や税の情報が付されるようなものではない。
- 委員) 例えば、米子市に以前住んでいた場合、その情報が出てくるのか。
- 事務局) そういった関連情報が出てくるものと思われる。具体的にどういった表記になるかはわからないが。
- 委員)いろいろなところで、住基ネットについて心配をしているという声を聞くが、何かと言えば、 税の情報や病気の情報を入れようと思ったら入れられることができ、それを電子情報として 取り出せたり、結合できたりといったことになったら大変ではないかという議論だったかと 思う。端末からは電子情報として引き出せないということは法律か何かで決まっているとい うことか。こういった機械を作るということが何か決まっているということか。そのあたり の制度的保障といったものがあるのか。そういったことができないと、今日口頭で聞いたこ とが全てであると思っていいのか。
- 事務局) 基本的にシステムとしてそういった設計になっており、端末にはどのような機能を付すといった、仕様が決まった中で行われている。制度的なものをシステムが支えているということでご理解いただくのが一番かと思う。
- 委員) そういったことができないように作ることができれば、そういったことができるように作る ことも可能であって、それを縛るような法律か何かがあればいいかなと思うのだが、それは 特にないのか。
- 事務局) 書類をもってきていないので、記憶の中での話であるが、回線や端末は決まった仕様があるので、仕様に沿った端末は、USBが使えないとか、おかしなソフトが入れられないといったものになっており、そうでないと住基ネットに接続できないことになっている。
- 委員) その仕様はどこが定めているのか。
- 事務局) 地方自治情報センターだったか、法律か何かだったかはうろ覚えである。
- 事務局) どこで定めたかは確認させていただきたい。
- 委員) 心配なのはそこだけで、後は聞いている話として、(端末で) 出てきたものをプリントアウトするだけで、それは住民票を出してもらうのと同じ程度のもの、あるいはそれ以下のものしか残らないというものということであるから、それだけであれば、それほど問題ではないかと思う。さきほどのような事ができるのであれば、とっくに問題になっているのであろう。
- **委** 員) 今までは特に問題になったようなケースは一件もないということか。
- 事務局) 鳥取県の場合はない。
- 委員) 諮問を受けている事務について20件あるが、これまで2万件程度あったものが10万件程度になるのか。
- 事務局) 今2万件ほど利用していて、今後利用させていただくとなれば、おそらく税の情報が一番多いのかなと思っている。税の情報で1万3000件程度。それから、あとは土地取得の関係で県土整備局で利用させていただく分で数千件程度なので、多くても倍になるかならないかといったところ。
- 委員) あとは個別に問題があった場合(の利用) はわずかであろうということか。
- 事務局)はい。

(3) 委員間での意見交換について

- 委員) さきほど話があったように、情報がたいしたものではないということなのだろうか。住民票をとればわかるけれども、それよりも内容が少ない。世帯主や本籍地は入っていない。システム上も、漏洩しないような整備になっている。問題ないのではないかと感じる。
- 委 員) 濫用の危険が最も危惧される部分ではあったが、操作履歴を解析するというところで、チェックが働くものになっている。
- 委員) そのチェックが、なかなか事後的に見つけるのは難しいかもしれないけれども、ピンポイントでここがおかしい、とわかることは操作する人にとってはプレッシャーにはなると思う。 そちらの効果のほうが大きいのかもしれない。
- 委員) 例えば(自分の) 首を賭けてまで取る情報なのかなと思う。これ以上の情報があれば、首を 賭けてまでやる可能性も出てくるかもしれないが、この程度の情報であるので、後でばれる 危険まで冒してやるのだろうか、と思う。
- 委員) 例えばそれを電磁的に取り寄せて、それをもとにしてどんどん情報を入れていくことができれば、大変なことであるが、(それは)絶対にないと。絶対にないという法律的な根拠を出してもらえるということなので、それであればいいと思う。これは他県でもやっているのか。
- 事務局) 他県でも、事務の多寡はあるが、条例で独自に定めて利用しているところはある。前回の資料の「関係書類(3)」をつけているが、24団体が設けていて、全国の団体のうちの半数が独自に設けて利用しているといったところ。
- 委員)全国的にも住基ネットの利用は増加傾向にあるのか。
- 事務局) 平成20年3月に住基ネットの合憲判決が出てから、各団体においても積極的に利用を検討するようになっていると思う。
- 委員)(鳥取県)住民基本台帳法施行条例第2条に今回諮問している事務が追加になるということか。 事務局)そのとおり。ここに20の事務が追加される形になる。
- 委 員) 岡山県は一件で、中国地方の中では全くやっていない方であるが、知事の考えなどがあるの だろうか。
- 事務局) 具体的な動きを聞いているわけではないが、所属のほうで積極的な利用希望がなければ条例 化する動きもないかと思うので、温度差があるのは事実かと思う。
- 委員) 当審議会で、(事務の追加については) 相当であるという意見書(答申)を出すと、知事はそれを参考にして、決定の上、条例へ載せる作業をすることになるということか。条例化にあたっては、また審議が行われる、ということになるのであろう。その際にはまた同じようなことが聞かれるかもしれないが。いま条例に9項目あるが、これに20項目が追加になるということか。
- 事務局) 同じような事務は集約させていただくこともあるが、お示しした20の事務の内容はその条例に追加する形となる。
- 委員)2種類(の事務)に分かれていたが、1種類のほうは本人申請ということで、実際に住民票を取得する手間に替えて、こちらで見ましょうというものであるし、もう一つのほうは、本人から(住民票を)出してもらうことが期待できないようなもので、本人から出させるのではなくて、こちらから調査をするという立場でのものであった。県から市町村へ照会をすれば出されるべきものであり、本人の同意がなくても取得できることになっており、住民票を出さないことに(本人の)メリットはない。費用の節約からそういった手間を省くためものである。こういったことでよろしいか。

(委員間で特に異論無し。)

- 委員) それでは、(事務の追加については) よろしいのではないかということでまとめるということとする。 具体的な文言については、事務局で案を作ってもらうこととする。特記して意見を付することはあるか。
- 委員)担当者向けの講習会をするということであるので、これをしっかりとやってもらい、あとは セキュリティのほうできちんと(対応してもらう)。
- 委員) 私としては、先ほど申し上げた、電子的なものに落とせない、保存してはいけない端末を使うことになっている、ということが法律なりで担保されているか確認できれば、特に意見をする気はない。むしろ、今確認できないのであれば、それを確認してほしいという付随意見で。すでに9つ(の事務が)あるので、そのときにも議論されているはずなのだが、そこで説明されているものがあったらそれでもいい。あるいはもっと根本的な議論の時かもしれない。住基ネットを導入するときに、それができない端末を使うことが何かで決まっていたはず。
- 委員) そうすると審議会の意見書(答申) のまとめ方について、また集まるか、それとも持ち回りでするか。一応、OKの内容で書くということであるから、何か付随的に、特に、ということがあれば、文書の書き方等あるかと思うが。さきほど言われた点については。
- 委 員) 特別に付記していただくというより、特に力を入れていただくということで。担当者がかな り増えたり、入れ替わりもあるので。
- 委員)機械での担保以外に、人での担保ということで。
- 委 員) そうしたら、持ち回りとさせていただく。方向性については、OKの方向で決まり、ということで、具体的な文言については、皆さんに(個別に)お諮りするということにする。

(4) その他

次回は、案件が生じた場合に、別途招集することとする。

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成21年7月8日

会長 寺垣 琢生